

## 川口市林地台帳運用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条の4に基づき川口市が作成した川口市林地台帳及び森林の土地に関する地図（以下「地図」という。）について、法第191条の5に規定する林地台帳及び地図の公表、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）第10条に規定する台帳情報の提供並びに法第191条の6に規定する林地台帳及び地図の正確な記載を確保するための措置に関する事務の取扱いについて、法、施行令、森林法施行規則（平成26年農林省令第54号）、林地台帳制度の運用について（平成29年3月29日28 林整計第395号）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）、川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）、川口市個人情報保護条例施行規則（平成12年規則第91号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(林地台帳及び地図の留意事項)

第2条 林地台帳及び地図に記載されている地番並びに森林所有者等の情報については、全ての箇所が登記情報等と整合性が図られているものではなく、また全ての箇所を実測・確認しているものではないため、地番界又は所有界を確定したり、土地に関する諸権利について証明したりするものではない。

(公表及び情報提供の対象者)

第3条 林地台帳及び地図の公表の対象者は、制限しない。

2 林地台帳及び地図の情報提供の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者（ただし、地番と林小班の関係が明らかであって、森林計画図上で隣接すると認められる場合に限る）
- (3) 埼玉県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者
- (4) 農林水産大臣又は埼玉県知事

(公表及び情報提供の対象項目)

第4条 林地台帳及び地図の公表の対象項目は、森林の土地の所有者の氏名又は名称（以下「所有者」という。）及び住所が含まれない情報とする。

2 林地台帳及び地図の情報提供の対象項目は、原則、全ての記載事項とする。

(公表及び情報提供の方法)

第5条 林地台帳及び地図の公表は、経済部農政課において簿冊の閲覧により行うものとする。

2 林地台帳及び地図の情報提供は、書面（所定の様式に印刷したもの）又はデータにより行うものとする。

(閲覧の申請)

第6条 林地台帳及び地図の閲覧を申請する者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書を市長に提出するものとする。

2 代理人により申請を行う場合は、委任状を添付するものとする。

(申請者の確認)

第7条 申請者は、経済部農政課において申請者本人又はその代理人であることが確認できる書類（以下「本人等確認書類」という。）の原本を提示するものとし、経済部農政課担当者（以下「担当者」という。）はこれにより申請者の確認を行うものとする。この場合において、申請者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）も併せて提示するものとする。

2 前項に規定する本人等確認書類は、氏名及び住所等が確認できる運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証又は共済組合員証等とする。

(申請書の受付)

第8条 担当者は、申請書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるかを確認し、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し補正を求めることとする。

(閲覧の決定)

第9条 担当者は、申請書及び本人等確認書類の氏名・住所が一致しているか、申請書に記載されている留意事項を了承しているかを確認のうえ、書類等に不備がなければ、林地台帳及び地図を閲覧に供するものとし、必要に応じて閲覧の補助を行う。なお、準備に時間を要する場合は、申請者に説明のうえ、後日閲覧に供することも可能とする。

2 申請書記載の利用目的が開発又は不動産開発である場合は、担当者は伐採等届出制度や林地開発許可制度の説明を行うものとする。

(情報提供の申出)

第10条 林地台帳及び地図の情報提供を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、様式第2号の申出書及び申出ができる者であることを証する次の各号に掲げる区分に応じた書類を市長に提出するものとする。

(1) 第3条第2項第1号に該当する者 情報提供を受けようとする森林の土地又は森林の所有を証明する書類及び森林の施業又は経営の委託を受けている者にあつては委託を受けていることの証明書

(2) 第3条第2項第2号に該当する者 情報提供の申出に係る土地に隣接する森林の土地に関して、前号に準じた書類

(3) 第3条第2項第3号に該当する者 埼玉県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類

2 代理人により申出を行う場合は、委任状を添付するものとする。

3 申出者が会社又は団体の長であつて、提出者が従業員等の担当者である場合は、その組織と担当者の関係を証する書類（委任状等）を添付するものとする。

4 林地台帳の情報と併せて地図の提供を希望する場合は、申出書備考欄にその旨記載するものとする。

(申出者の確認)

第11条 申出者は、経済部農政課において本人等確認書類の原本を提示するものとし、担当者はこれにより申出者の確認を行うものとする。この場合において、申出者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従

業員証等)を併せて提示するものとする。

- 2 前項に規定する本人等確認書類は、氏名及び住所等が確認できる運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証又は共済組合員証等とし、写真の貼付がされている以外のものにあつては2点以上の提示を求めるものとする。

(申出書の受付)

第12条 担当者は、申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるか、その他証明書類が揃っているかを確認し、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し補正を求めることとする。

(情報提供の決定)

第13条 担当者は、申出書及び本人等確認書類の氏名・住所が一致しているか、申出ができる者であるか、森林施業の適切な実施又は施業の集約化に資する使用目的かを確認し、不備がない場合は情報提供が可能である旨を、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し、補正を求めるか、情報提供ができない旨を伝えることとする。

- 2 情報提供が可能な場合、申出者は、様式第3号の林地台帳情報の提供に係る留意事項についての申出者記載欄に記名し、2部提出するものとする。
- 3 担当者は、前項により提出された書類の内容を確認し、1部は申出者に交付し、1部は農政課において保管するものとする。
- 4 情報提供は、後日農政課において交付又は郵送等によって送付するものとする。

(修正の申出)

第14条 森林の土地の所有者は、林地台帳及び地図に記載の漏れ又は誤りがあつた場合、修正の申出を行うことができる。

- 2 修正の申出を行おうとする者(以下「修正申出者」という。)は、様式第4号の修正申出書、修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を農政課に提出するものとする。この場合において、修正申出者が法人の場合は、提出する者を修正申出書の備考に記載するものとする。
- 3 代理人により申出を行う場合は、委任状を添付するものとする。
- 4 修正申出書の提出は、郵送等により行うことができる。

(修正申出者の確認)

第15条 修正申出者は、経済部農政課において本人等確認書類の原本を提示するものとし、担当者はこれにより修正申出者の確認を行うものとする。この場合において、修正申出者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を併せて提示するものとする。

- 2 郵送等による修正申出の場合、修正申出者は、本人等確認書類の写しを修正申出書に添付するものとする。
- 3 前2項に規定する本人等確認書類は、氏名及び住所等が確認できる運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、国民健康保険の被保険者証又は共済組合員証等とする。

(修正申出書の受付)

第16条 担当者は、修正申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるか

(郵送等による修正申出の場合を除く)、その他証明書類が揃っているかを確認するものとする。

(修正申出の内容確認)

第17条 担当者は、修正申出書及び本人等確認書類、森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類の内容を確認し、不備がある場合は、受理できない旨を伝え、適宜、申出書の修正等の補助を行うものとする。

(修正要否の結果通知)

第18条 担当者は、修正の要否を判断し、修正することとした場合は様式第5号、修正しないこととした場合は様式第6号の検討結果通知書により、修正申出者に通知するものとする。

(情報提供及び修正の決裁)

第19条 林地台帳及び地図の情報提供並びに修正を行う場合は、農政課長の決裁を受けるものとする。

(費用負担)

第20条 この要領の規定による林地台帳及び地図の閲覧、情報提供並びに修正に係る手数料は、無料とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

林地台帳閲覧申請書

年 月 日

（あて先）川口市長

住 所

届出人 氏名

電話番号

（ 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 ）

次の森林の土地に関する林地台帳の記載事項及び森林の土地に関する地図を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

閲覧しようとする森林の土地の所在及び地番	番号	市町村	大字	字	地番
	1				
	2				
	3				
台帳記載事項の利用目的					
閲覧しようとする情報の種類					
留 意 事 項	<input type="checkbox"/> 以下の事項を了承する。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと ・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと ・林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報は申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと（法人による申請の場合は、内部利用は可）				
備 考					

注意事項

- 1 台帳の利用目的欄には、「森林施業の実施」、「対象となる森林の確認」等と具体的に記載すること。
- 2 閲覧しようとする情報の種類は、「林地台帳」、「森林の土地に関する地図」、或いは「林地台帳及び森林の土地に関する地図」と記載すること。
- 3 地番が特定されない場合においては、字単位等での申請を行うこともできる。
- 4 法人による申請の場合であつて、代表者以外の者が窓口での閲覧申請を行う場合、備考欄に閲覧者の氏名・住所を記載する。

林地台帳情報提供依頼申出書

年 月 日

（あて先）川口市長

住所

申出者 氏名

〔 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

次の森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第10条の規定により申し出ます。

	番号	市町村	大字	字	地番
森林の土地の 所在及び地番	1				
	2				
	3				
林地台帳に記載 された事項の 使用目的					
備考					

注意事項

- 1 森林の土地の所在地及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 2 林地台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握」、「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握」、「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握」など具体的に記載すること。
- 3 申出に当たっては、森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受委託の契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面を添付すること。
- 4 備考欄には、法人による申出の場合であつて、代表者以外の者が申出書を持参するときには、当該申出書を持参した者の氏名、住所及び連絡先を記載すること。また、市町村から林地台帳に記載された事項の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。
- 5 林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種証明資料に使用することはできないことに留意すること。

様式第3号（第13条関係）

林地台帳情報の提供に係る留意事項について

申出により提供することとした林地台帳情報について、その取扱いに当たっては、以下の点について十分留意願います。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。</li><li>・林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。</li><li>・林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。</li><li>・提供を受けた林地台帳及び地図の情報は申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと。</li><li>・提供を受けた林地台帳及び地図の情報を申出者以外の者に提供してはならないこと（法人による申出の場合には、内部利用は可。）。</li></ul>
備考	

（申出者記載欄）

（あて先）川口市長

林地台帳情報の提供を受けるに当たって、上記の留意事項を了承します。

年 月 日

住所

届出人 氏名

電話番号

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

年 月 日

（あて先）川口市長

住 所

届出人 氏名

電話番号

法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名

次の森林の土地に係る林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがあったので、森林法第191条の6第1項の規定により申し出ます。

森林の土地の 所在及び地番	川口市
修正を求める事項	
修正を求める理由	
備 考	

注意事項

- 1 修正を求める森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 修正を求める事項欄には、林地台帳又は森林の土地に関する地図において、修正を求める事項及び修正内容を記載すること。
- 3 修正を求める理由欄には、「相続のため」、「所有者の転居のため」、「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。
- 4 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。



林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

番 号  
年 月 日

様  
(修正申出者の氏名又は名称)

川口市長



年 月 日付けで、貴殿から申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正することとしたので同上第3項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の 所在及び地番	
修正を行う事項	

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

番 号  
年 月 日

様  
(修正申出者の氏名又は名称)

川口市長



年 月 日付けで、貴殿から申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正をしないこととしたので同上第4項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の 所在及び地番	
修正を行わない こととした理由	